

令和2年度

# 環境文化行政の概要

岡山県環境文化部

# 目 次

## 第 1 行政機構

- 1 組織 ..... 1
- 2 環境文化部職員数 ..... 2

## 第 2 事務分掌

- 1 環境文化部分掌事務 ..... 3
- 2 環境文化部各課室分掌事務 ..... 3
- 3 出先機関分掌事務 ..... 6
- 4 委員会・審議会等 ..... 9

## 第 3 主要施策の概要 ..... 11

## 第 4 各課室の事業概要

### 《環境企画課》

- 1 総合的な環境行政の推進 ..... 14
- 2 快適な環境づくりの推進 ..... 14
- 3 良好な景観の形成 ..... 14
- 4 環境影響評価 ..... 15
- 5 公害・環境関連対策 ..... 15
- 6 人形峠環境技術センターに係る  
環境放射線の監視測定等 ..... 16
- 7 墓地・埋葬等に関する事業 ..... 16
- 8 環境保健センター ..... 16

### 《新エネルギー・温暖化対策室》

- 1 地球温暖化対策の推進 ..... 18
- 2 新エネルギーの普及促進 ..... 18
- 3 環境マネジメントの推進 ..... 19
- 4 環境学習の推進 ..... 19

### 《環境管理課》

- 1 水質保全対策 ..... 20
- 2 児島湖流域環境保全対策 ..... 21
- 3 化学物質対策 ..... 22
- 4 大気保全対策 ..... 23
- 5 アスベスト対策 ..... 25
- 6 騒音・振動・悪臭対策 ..... 25
- 7 公害防止協定・環境保全協定 ..... 25

### 《循環型社会推進課》

- 1 循環型社会形成の推進 ..... 26
- 2 一般廃棄物対策 ..... 27
- 3 産業廃棄物対策 ..... 28

### 《災害廃棄物対策室》

- 1 平成 30 年 7 月豪雨災害により  
発生した災害廃棄物の処理 ..... 30
- 2 事務委託を受けた災害廃棄物の  
処理 ..... 30

### 《自然環境課》

- 1 豊かな自然環境の保護 ..... 31
- 2 野生生物の保護 ..... 31
- 3 自然保護意識の醸成 ..... 33

### 《全国植樹祭推進室》

- 1 全国植樹祭の開催準備 ..... 34

### 《文化振興課》

- 1 文化を伝承・創造し心豊かに  
生活できる岡山 ..... 35
- 2 文化が地域の元気を生み出す  
岡山 ..... 38
- 3 文化発信しながら交流を広げる  
岡山 ..... 39

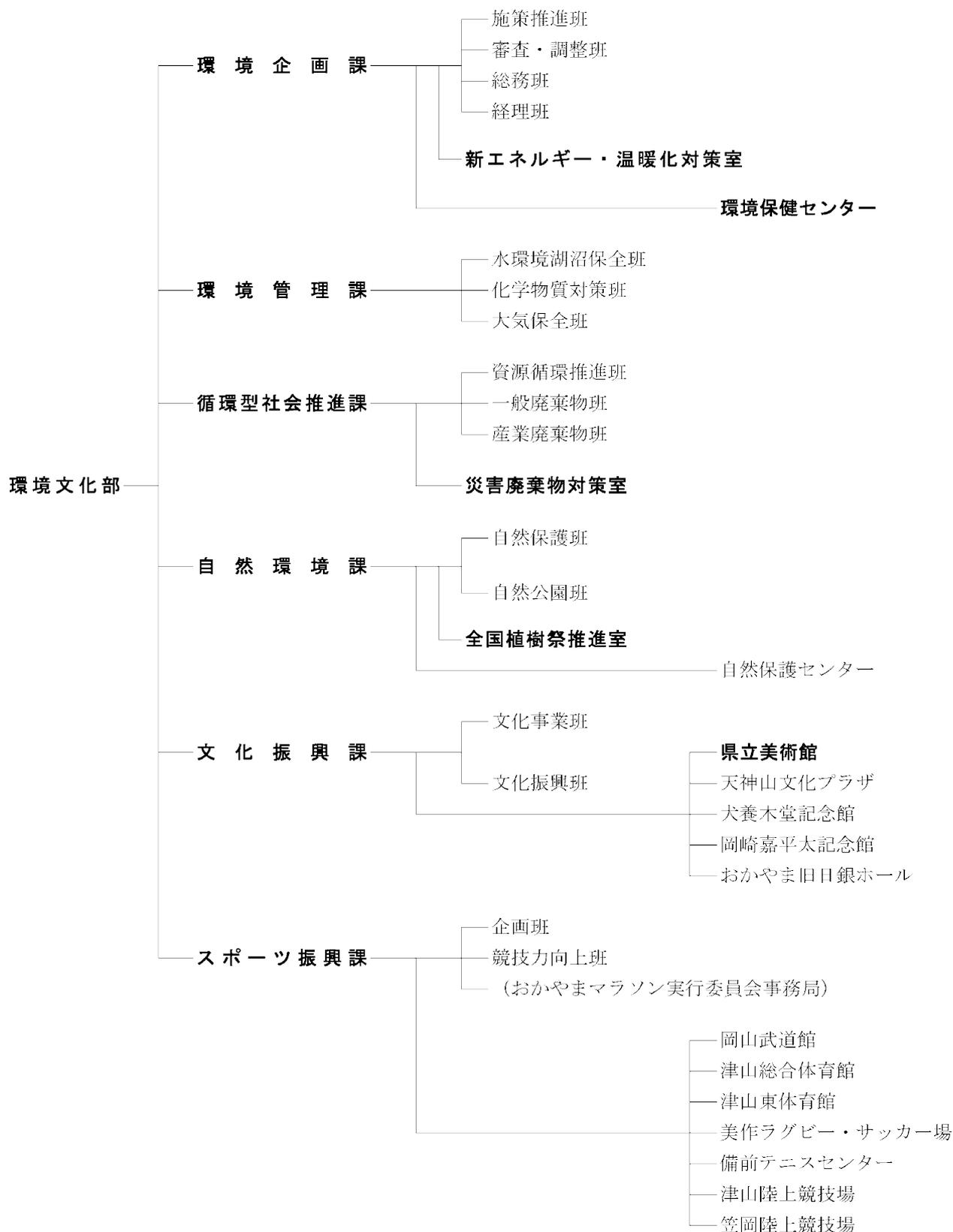
### 《スポーツ振興課》

- 1 生涯スポーツの振興 ..... 40
- 2 競技スポーツの振興 ..... 42
- 3 おかやまマラソン ..... 45

## 第 5 当初予算額一覧表 ..... 47

# 第1 行政機構

## 1 組織



県民生活部 ——— 県 民 局 (備前・備中・美作) ——— 地 域 政 策 部 ——— 環 境 課

## 2 環境文化部職員数

(令和2年4月1日現在)

| 所 属                          | 区 分 | 職 員 数 | 備 考  |
|------------------------------|-----|-------|--|
| 環 境 企 画 課                    |     | 22    | 部長、次長、文化スポーツ振興監を含む                           |
| 新 エ ネ ル ギ ー ・<br>温 暖 化 対 策 室 |     | 8     |  |
| 環 境 管 理 課                    |     | 15    |  |
| 循 環 型 社 会 推 進 課              |     | 15    |  |
| 災 害 廃 棄 物 対 策 室              |     | 5     |  |
| 自 然 環 境 課                    |     | 10    |  |
| 全 国 植 樹 祭 推 進 室              |     | 5     |  |
| 文 化 振 興 課                    |     | 8     |  |
| ス ポ ー ツ 振 興 課                |     | 35    | おokayamaマラソン実行委員会事務局20名(うち10名は岡山市からの併任職員)を含む |
| 本 庁 計                        |     | 123   |  |
| 環 境 保 健 セ ン タ ー              |     | 39    |  |
| 県 立 美 術 館                    |     | 11    |  |
| 出 先 計                        |     | 50    |  |
| 備 前 県 民 局                    |     | 13    |  |
| 備 中 県 民 局                    |     | 16    |  |
| 美 作 県 民 局                    |     | 14    |  |
| 県 民 局 計                      |     | 43    |  |
| 合 計                          |     | 216   |  |

## 第 2 事務分掌

### 1 環境文化部分掌事務

- (1) 環境の保全に関する事項
- (2) 快適な環境の創造に関する事項
- (3) 文化の振興に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項

### 2 環境文化部各課室分掌事務

| 課 室 名     | 分 掌 事 務   |
|-----------|---|
| 環 境 企 画 課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の重点施策の策定及び調整に関すること。</li> <li>2 部内の重要事業の進行管理に関すること。</li> <li>3 部内の行政の調査研究に関すること。</li> <li>4 部内の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。</li> <li>5 部内の予算、決算及び経理の事務に関すること（物品に係るものを除く。）。</li> <li>6 部内の広報に関すること。</li> <li>7 部内の事務処理合理化の実施及び調整に関すること。</li> <li>8 部内の行政資料の整理保管に関すること。</li> <li>9 知事の職印の管守に関すること。</li> <li>10 部内の証明事務の総括に関すること。</li> <li>11 環境基本計画の推進に関すること。</li> <li>12 エコパートナーシップおかやまに関すること。</li> <li>13 快適な環境の確保に関すること。</li> <li>14 景観対策に関すること。</li> <li>15 公共用水域の水質浄化施策の推進に関する連絡調整に関すること。</li> <li>16 環境保全に係る調査研究に関すること。</li> <li>17 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。</li> <li>18 環境影響評価の指導及び審査に関すること。</li> <li>19 公害防止計画の策定及び公害防止事業の計画の推進に伴う調整に関すること。</li> <li>20 企業の公害防止組織の指導に関すること。</li> <li>21 公害に係る情報の把握及び苦情等の処理並びにこれらに係る連絡調整に関すること。</li> <li>22 公害に関する紛争処理に関すること。</li> <li>23 原子力発電施設等の周辺における環境保全協定に基づく放射線等の監視並びに原子力に関する知識の普及等の広報事務に関すること。</li> <li>24 フロン対策に関すること。</li> <li>25 環境保健センターに関すること。</li> <li>26 環境審議会、環境影響評価技術審査委員会及び公害審査会に関すること。</li> <li>27 その他他課の分掌に属しない環境の保全に関すること。</li> <li>28 部内各課の連絡調整及び部内各課又は室の所管に属さない事項に関すること。</li> </ol> |

| 課室名                | 分 掌 事 務  |
|--------------------|--|
| 新エネルギー・<br>温暖化対策室  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 おかやま新エネルギービジョンの総合調整に関する事。</li> <li>2 再生可能エネルギーの普及啓発に関する事。</li> <li>3 地球温暖化対策の推進及び連絡調整に関する事。</li> <li>4 地球温暖化防止行動計画に関する事。</li> <li>5 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する事。</li> <li>6 省資源及び省エネルギーの推進に関する事。</li> <li>7 環境マネジメントシステムに関する事。</li> <li>8 環境学習に関する事。</li> </ol>  |
| 環 境 管 理 課          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気環境保全対策に関する事。</li> <li>2 水質環境保全対策に関する事。</li> <li>3 湖沼及び清流環境保全対策に関する事。</li> <li>4 有害化学物質環境監視及びこれに係る環境保全対策に関する事。</li> <li>5 騒音、振動及び悪臭に関する事。</li> <li>6 公害防止協定に関する事。</li> <li>7 自動車公害に関する事。</li> <li>8 土壌汚染対策に関する事。</li> <li>9 地盤沈下に関する事。</li> <li>10 自然海浜保全地区に関する事。</li> <li>11 その他他課の分掌に属しない大気、水質、騒音等の環境保全対策に関する事。</li> </ol> |
| 循 環 型 社 会<br>推 進 課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会形成の推進に関する事。</li> <li>2 廃棄物の処理及び清掃に関する事。</li> <li>3 浄化槽に関する事。</li> <li>4 下水道の終末処理場の維持管理に関する事。</li> <li>5 その他廃棄物対策に関する事。</li> </ol>  |
| 災 害 廃 棄 物<br>対 策 室 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年7月豪雨災害で発生した災害廃棄物の処理に関する事。</li> </ol>   |
| 自 然 環 境 課          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然保護及び緑化対策の企画立案並びに関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定及び執行に関する事。</li> <li>3 自然公園の管理に関する事。</li> <li>4 鳥獣の保護に関する事。</li> <li>5 温泉に関する事。</li> <li>6 自然保護センターに関する事。</li> <li>7 自然環境保全審議会に関する事。</li> <li>8 その他他課の分掌に属しない自然環境に関する事。</li> </ol>  |

| 課室名          | 分掌事務  |
|--------------|---|
| 全国植樹祭<br>推進室 | 1 全国植樹祭に関すること。  |
| 文化振興課        | 1 芸術文化、地域文化その他の文化の振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。<br>2 文化に係る表彰等に関すること。<br>3 文化関係団体に関すること。<br>4 著作権に関すること。<br>5 県立美術館、天神山文化プラザ、犬養木堂記念館、岡崎嘉平太記念館及びおかやま旧日銀ホールに関すること。<br>6 文化振興審議会に関すること。<br>7 その他他課の分掌に属しない文化の振興に関すること。  |
| スポーツ振興課      | 1 生涯スポーツ、競技スポーツその他のスポーツの振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。<br>2 おかやまマラソンに関すること。<br>3 競技力の強化に関すること。<br>4 スポーツに係る表彰等に関すること。<br>5 体育、スポーツ及びレクリエーション関係団体に関すること。<br>6 岡山武道館、津山総合体育館、津山東体育館、美作ラグビー・サッカー場、備前テニスセンター、津山陸上競技場、笠岡陸上競技場、クレール射撃場及び百間川漕艇場に関すること。<br>7 スポーツ推進審議会に関すること。<br>8 その他他課の分掌に属しないスポーツの振興に関すること。 |

### 3 出先機関分掌事務

| 出先機関名        | 所在地              | 課名    | 分掌事務  |
|--------------|------------------|-------|---|
| 環境保健<br>センター | 岡山市南区<br>内尾739-1 | 総務課   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務に関すること。</li> <li>2 使用料及び手数料の徴収及び減免に関すること。</li> <li>3 財産の維持管理に関すること。</li> <li>4 その他他部又は他室の所管に属さない事項に関すること。</li> </ol>   |
|              |                  | 企画情報室 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査研究、試験検査等及び研修指導業務の企画調整に関すること。</li> <li>2 環境保健に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。</li> <li>3 環境学習の推進に関すること。</li> <li>4 地方感染症情報センターに関すること。</li> <li>5 他の試験研究機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>   |
|              |                  | 環境科学部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音、振動、地盤沈下及び土壌汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>2 廃棄物及び廃棄物処理施設に係る調査研究に関すること。</li> <li>3 ばい煙、粉じん、有害ガス等の大気汚染物質に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>4 煙道排ガス及び燃料に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>5 大気環境監視テレメーターシステムによる監視及び緊急時の措置に関すること。</li> <li>6 水質汚濁及び底質汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>7 気象調査及び水象調査に関すること。</li> <li>8 大気及び水質に係る公害防止のための施設、装置、方法等の研究並びに汚染物質の調査分析方法の研究及び指導に関すること。</li> <li>9 放射性物質に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>10 ウラン濃縮施設等に係る放射線等の測定及び評価並びにテレメーターシステムによる監視に関すること。</li> <li>11 測定データの集計、解析及び評価並びに監視測定局及び測定機器の維持管理に関すること。</li> <li>12 その他大気及び水質に係る公害防止のための調査研究に関すること。</li> </ol> |

| 出先機関名    | 所在地              | 課名    | 分掌事務  |
|----------|------------------|-------|---|
|          |                  | 保健科学部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 食品、医薬品、家庭用品、栄養等に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>2 病原微生物に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>3 感染症に係る疫学的調査研究に関すること。</li> <li>4 ウイルス感染症に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> </ul>  |
| 自然保護センター | 和気郡和気町<br>田賀730  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然保護センターの施設及び設備の提供</li> <li>2 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発</li> <li>3 自然に関する調査及び研究</li> <li>4 自然に関する情報の収集及び提供</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、自然保護センターの目的の達成に必要な業務</li> </ul> |
| 県立美術館    | 岡山市北区<br>天神町8-48 | 総務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 庶務に関すること。</li> <li>2 施設及び付属設備の使用並びに館内の行為の許可に関すること。</li> <li>3 観覧料、ホール入場料等の徴収、減免及び返還に関すること。</li> <li>4 その他他課の所管に属さない事項に関すること。</li> </ul>                        |
|          |                  | 学芸課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 展覧会に関すること。</li> <li>2 美術品等の収集及び保管に関すること。</li> <li>3 美術品等に関する調査研究に関すること。</li> <li>4 美術に関する教育及び普及に関すること。</li> </ul>  |
| 天神山文化プラザ | 岡山市北区<br>天神町8-54 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化プラザの施設及び設備の提供</li> <li>2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供</li> <li>3 文化活動に関する情報の収集及び提供</li> <li>4 県民文化の振興に関する事業の実施</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に関し必要な業務</li> </ul>       |
| 犬養木堂記念館  | 岡山市北区<br>川入102-1 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 記念館の施設及び設備の提供</li> <li>2 犬養木堂に関する資料の収集、保管及び展示</li> <li>3 犬養木堂に関する専門的な調査研究</li> <li>4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務</li> </ul>                                   |

| 出先機関名          | 所在地                                 | 課名 | 分掌事務  |
|----------------|-------------------------------------|----|---|
| 岡崎嘉平太<br>記念館   | 加賀郡吉備<br>中央町吉川<br>4860-6<br>きびプラザ1階 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 記念館の施設及び設備の提供</li> <li>2 岡崎嘉平太に関する資料の収集、保管及び展示</li> <li>3 岡崎嘉平太に関する専門的な調査研究</li> <li>4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務</li> </ul> |
| おかやま旧日銀<br>ホール | 岡山市北区<br>内山下1-6-20                  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 旧日銀ホールの施設及び設備の提供</li> <li>2 文化芸術の鑑賞及び発表の機会の提供</li> <li>3 前二号に掲げるもののほか、旧日銀ホールの目的の達成に必要な業務</li> </ul>                            |

#### 4 委員会・審議会等

##### 1 法令に基づくもの

| 名 称          | 担 当 事 務  | 事 務 局   |
|--------------|--|---------|
| 岡山県環境審議会     | 環境基本法第43条第1項の規定による岡山県の環境の保全についての基本的事項の調査審議に関する事務   | 環境企画課   |
| 岡山県公害審査会     | 公害紛争処理法第14条の規定による公害に係る紛争についてのもあつせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務                                 | 環境企画課   |
| 岡山県自然環境保全審議会 | 自然環境保全法第51条第2項の規定による自然環境の保全に関する重要事項並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属する事項の調査審議に関する事務 | 自然環境課   |
| 岡山県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する事務   | スポーツ振興課 |

##### 2 条例に基づくもの

| 名 称              | 担 当 事 務  | 事 務 局 |
|------------------|--|-------|
| 岡山県環境影響評価技術審査委員会 | 環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等に係る技術的な事項についての意見の具申に関する事務 | 環境企画課 |
| 岡山県文化振興審議会       | 岡山県文化振興基本条例の規定による文化の振興に関する基本的事項等の調査審議及び意見の具申に関する事務                         | 文化振興課 |

##### 3 その他のもの

| 名 称                    | 担 当 事 務   | 関 係 課         |
|------------------------|---|---------------|
| エコパートナーシップおかやま         | 県民団体、事業者団体、行政により構成され、地球温暖化防止対策をはじめとする環境保全活動に協働して取り組む。   | 環境企画課         |
| 岡山県環境放射線等測定技術委員会       | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺地域の環境放射線等に係る岡山県及び同センターが実施する環境監視測定を技術的に調査・検討して、環境放射線等の状況を把握する。 | 環境企画課         |
| 地球温暖化防止プロジェクト推進会議      | 地球温暖化対策を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。   | 新エネルギー・温暖化対策室 |
| 岡山県環境マネジメントシステム外部評価委員会 | 県が、事業者として行う環境マネジメントシステムの運用について、専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行うとともに、システムの継続的改善について、必要な提言を行う。            | 新エネルギー・温暖化対策室 |
| 岡山県アスベスト対策協議会          | アスベスト対策に関する関係機関・関係団体間の連携を図り、岡山県におけるアスベスト対策を総合的に推進する。  | 環境管理課         |

| 名 称                 | 担 当 事 務  | 関 係 課    |
|---------------------|--|----------|
| 児島湖流域環境保全対策推進協議会    | 国、県、流域市町、民間団体等が一体となり、児島湖流域の環境保全活動を県民運動として推進する。   | 環境管理課    |
| 児島湖清水導入協議会          | 児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施する。   | 環境管理課    |
| 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議 | 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。   | 循環型社会推進課 |
| 岡山県グリーン購入対策会議       | 再生品等の使用の促進を図るための対策を調査、審議する。  | 循環型社会推進課 |
| 自然との共生プロジェクト推進会議    | 自然との共生を総合的に推進することを目指し、生物多様性の保全や持続可能な利用などを県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。   | 自然環境課    |
| おかやまマラソン実行委員会       | 県民・市民に「走る」・「みる」・「支える」の3つの側面からスポーツ活動への参加意欲を喚起し、スポーツの振興を図るとともに、本県及び岡山市の情報を全国に発信し、地域の活力向上に寄与することを目指しておかやまマラソンを開催する。 | スポーツ振興課  |
| 岡山県環境保健センター外部評価委員会  | 環境保健センターの試験研究を効率的・効果的に推進するため、試験研究に関する組織・体制等について総合的な評価を実施する。  | 環境保健センター |
| 岡山県立美術館運営協議会        | 県立美術館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。  | 県立美術館    |

### 第3 主要施策の概要

令和2年度は、行動計画期間が最終年度を迎える「新晴れの国おかやま生き生きプラン」について、県政の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向け、事業効果を検証し、好循環の流れをさらに力強いものとするため、重点戦略に沿いながら、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進、安心して快適な生活環境の保全、自然環境の保全など環境問題全般、また、文化振興、スポーツ振興に取り組み、将来にわたって豊かに生活出来る社会を構築し、潤いのある暮らしや活力のある地域の創造を目指す。

また、平成30年7月豪雨災害からの1日も早い復旧・復興を実現するため、整備した中間処理施設を基軸に災害廃棄物の処理を発災後2年間で完了させる。

#### 【重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興】

##### 3 観光振興プログラム

利用者が多い鷲羽山園地、吉備路風土記の丘、王子ヶ岳渋川園地といった自然公園内の施設等の再整備を行うことで、施設の老朽化等によるマイナス要因の解消を図り、一層の誘客を促進する。

##### 4 攻めの農林水産業育成プログラム

ツキノワグマ対策については、特定鳥獣専門指導員による現地調査や被害防止対策を実施する。また、クマは県境を越えて広範囲に生息していることから、近隣県と設立した協議会において、広域的な保護管理の在り方などについて検討を進める。

#### 【重点戦略Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造】

##### 7 快適な生活環境保全プログラム

本県の環境に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次代に継承していくため、県民、事業者、行政が一体となり、計画の推進に取り組むとともに、令和2年度に計画の目標年度が到来するため、令和3年度からの次期計画を策定する。

生活の基盤となる河川・湖沼等の水質や大気、土壌等の環境保全とともに、地球温暖化対策や循環型社会の形成、本県の豊かな自然の保護について、関連する各種計画などに基づき必要な対策を講じることにより、安心して快適な生活環境の保全を推進する。

E V（電気自動車）等を安心して利用できる環境の整備に向けて、充電設備の設置を支援するとともに、充電や外部給電機能などその特性を県民に体感していただき、導入につなげるなど、E Vシフトに対応した産業と地域の実現に向けた取組を進める。

県内の温室効果ガス排出量の一層の削減に向け、住宅における省エネ・蓄エネ効果の高い設備の導入や事業者による省エネ対策の取組等を支援するとともに、地域の特性を生かした新エネルギーの導入に取り組む市町村を支援するほか、温暖化防止の意識と実践が広がるよう、国民運動「COOL CHOICE」と連動した普及啓発を実施する。

健康への影響が懸念されるPM2.5については、稲わらの野焼きも原因の一つとなっていることから、農業関係者と連携し、稲わらを焼かずにすき込むなどの有効利用を促進し、焼却処理からの転換を図る取組を進める。

平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、今後万が一災害が発生した場合でも、市町村が適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を行えるよう、協定締結団体と連携した訓練を実施するなど、岡山県災害廃棄物処理計画の見直しを踏まえた一層の体制強化を図る。

循環型社会の形成については、沿岸部だけでなく全ての県民が、海ごみ問題を自らの課題として発生抑制に取り組むよう、一層の働きかけを行うとともに、プラスチックごみ削減のアイデア募集や、積極的にプラスチックの3Rに取り組む事業所の登録、PRなど、おかやまプラスチックスマート運動を展開する。

全国植樹祭については、令和6年の本県での開催に向け、実行委員会を設立し、関係団体等と連携しながら、県民の緑化意識の醸成はもとより、本県の魅力の発信に繋がるよう準備を進める。

## 8 生きがい・元気づくり支援プログラム

文化の振興については、県民や文化団体等の活動を支援するとともに、多彩な文化イベントを県内各地で開催する「アートプロジェクトおかやま」を推進し、本県文化の魅力を国内外に広く発信するなど、アートの方で岡山が元気になるよう取り組む。

スポーツの振興については、「岡山県スポーツ推進条例」や「岡山県スポーツ推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進する。また、競技の普及や競技者の確保、ジュニア世代の育成・強化に取り組むとともに、関連中央団体と連携強化を図り、本県の選手育成体制を構築する。

東京2020オリンピック・パラリンピックの延期に伴う聖火リレーや事前キャンプの受入れについては、大会組織委員会等からの情報収集に努め、関係各所等との連携を図りながら準備を進める。

令和3年に本県で開催予定の「日本スポーツマスターズ大会」について準備を進め、スポーツ振興を図るとともに、活力ある地域づくりにつなげる。

## 9 情報発信力強化プログラム

おかやまマラソンについては、平成27年から、県、岡山市など県内56団体で組織する「おかやまマラソン実行委員会」を実施主体として開催しており、大会前日・当日の両日にわたり、主会場周辺の「おかやまマラソン EXPO」において、岡山のご当地グルメや特産品などの販売、各地域の情報発信を行うとともに、県内他大会との連携による大会の共同PRやスタンプラリーなどの取組も展開し、本県及び岡山市のスポーツ振興や情報発信、地域の活性化を図っている。（第6回大会：令和2年11月8日（日）開催予定）

## 第4 各課室の事業概要

# 《環境企画課》

### 1 総合的な環境行政の推進

#### (1) 環境基本計画の推進

岡山県環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱として岡山県環境基本条例に基づき策定している。現在の計画である「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)第2次改訂版」は、温室効果ガスの排出削減などの地球規模の課題や、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)、海ごみなどの新たな課題への対応が必要なことなどから、平成29年2月に改訂したものである。

本計画において、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、「地域から取り組む地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「安全な生活環境の確保」及び「自然と共生した社会の形成」の4つの基本目標と、「参加と協働による快適な環境の保全」と「環境と経済が好循環する仕組みづくり」の2つの推進目標を掲げ、それぞれに主要施策と重点プログラムを定めて、環境保全に関する施策を計画的に推進している。

なお、令和2年度に計画の目標年度が到来するため、令和3年度からの次期計画を策定する。

#### (2) エコパートナーシップおかやまの活動推進

地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業者団体、行政等の協力体制のもと、県民総参加の取組として積極的に推進するため、エコパートナーシップおかやまの活動の充実に取り組む。

#### (3) 県民の意見を聴く会の開催

新岡山県環境基本計画について、進捗状況の課題や成果に対する県民の意見を、来年度以降の施策やエコパートナーシップおかやまの取組等へ反映させていくため、地域の住民・事業者・民間団体等と意見交換を行う。

#### (4) 環境審議会の運営

岡山県の環境の保全について、基本的事項を調査審議するため、岡山県環境審議会を設置している。同審議会には、政策、景観、水質、大気、廃棄物対策の部会を設けており、知事からの諮問事項等の審議を行う。

### 2 快適な環境づくりの推進

平成14年4月に施行した岡山県快適な環境の確保に関する条例に基づき、美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進する。

### 3 良好な景観の形成

景観法に基づき策定した「晴れの国おかやま景観計画」及び岡山県景観条例により、大規模行為やモデル地区内での届出に対する指導などにより、総合的な景観対策に取り組む。

さらに、景観法に基づく景観行政団体となるよう関係市町村に働きかける。

#### (1) 景観モデル地区等での届出指導等

景観モデル地区に指定している地区については、きめ細かな届出指導を行う。また、背景保

全地区に指定している地区については、事前指導による背景保全に取り組む。

(2) 大規模行為の届出指導等

周辺景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の新築等の行為について、届出を義務付け、景観形成基準に照らして必要のあるものに対して指導等を行う。

(3) 普及啓発

ポータルサイト「おかやまの景観」を運営し、景観形成に関する諸制度や関係部局が各々保有している景観に関する情報を発信し、市町村や住民が一体となって良好な景観の創造に向けて取り組むよう意識の高揚を図る。



< 閑谷背景保全地区 >

#### 4 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

環境影響評価の審査に当たっては、環境影響評価の調査方法等を記載した「実施計画書（方法書）」や、環境影響評価の結果等を記載した「準備書」に対して、岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴いた上で、事業者に対し知事意見を述べることとしている。

これらの手続きの中で、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価制度について一層の周知を図る。

#### 5 公害・環境関連対策

(1) 公害防止計画

平成24年3月に令和2年度までを計画期間とする第6次岡山・倉敷地域(岡山市、倉敷市、玉野市、早島町)公害防止計画及び第8次備後地域(岡山県の区域は笠岡市)公害防止計画を策定した。引き続き、主要課題である児島湖等の水質汚濁や自動車交通公害などの公害防止に必要な諸施策を推進する。

(2) 公害苦情等の処理

ア 公害苦情の処理体制

公害紛争処理法に基づき本庁関係課及び各県民局に公害苦情相談員(10人)を配置して公害苦情の適切な処理を図るほか、各県民局に公害監視員(26人)を配置して公害事象を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進する。

イ 公害紛争の処理体制

公害紛争処理法に基づき、岡山県公害紛争処理条例を昭和45年11月に施行し、岡山県公害審査会を設置しており、公害紛争についてのあっせん、調停、仲裁の業務を行う。

(3) フロン対策の推進

従来からの業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収等に加え、管理者による適切な管理等を義務付けたフロン排出抑制法(改正フロン回収破壊法)が平成27年4月1日から施行されているが、機器廃棄時のフロン類の回収率が低迷していることを背景として同法が改正され、令和2年4月1日から施行されたことから、改正内容の一層の周知を図る。

また、法の対象となる事業者に対する立入検査・指導等を実施し、フロン排出抑制法の遵守の徹底を図る。

#### (4) エコドライブ運動等の推進

大気汚染防止のみならず地球温暖化防止、交通安全、省エネルギーの観点から、「エコドライブ宣言者」の募集、岡山下統一ノーマイカーデー運動等を実施する。

### 6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

県と鏡野町は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(以下「センター」という。)周辺地域住民の健康保護、生活環境保全のために国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(旧動燃)と「環境保全協定」(昭和54年7月28日)を締結しており、環境放射線の管理目標値を設定し、センター周辺及び捨石堆積場周辺において、環境放射線等の監視測定を実施している。

#### (1) センター及び捨石堆積場周辺の監視測定等

センター周辺の空間γ線線量率等の連続測定を行い、テレメータによる常時監視を実施するほか、定期的に河川水や土壌等の環境試料中の放射性物質等のサンプリング測定を実施する。

#### (2) 新增設協議

センターの施設の新増設に当たっては、環境保全協定に基づき事前協議を実施する。

#### (3) 広報事業

センター周辺の環境保全や安全対策の取り組み、放射線に関連した情報等について、広く県民に広報することを目的として、人形峠施設見学バス事業の開催、環境放射線監視測定結果等広報用パンフレットの作成、配布等の広報調査事業を実施する。

### 7 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の設置及び管理が住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地・火葬場等の経営等の許可事務を行う。

なお、市町村への権限移譲が進み、県は町村部の法人墓地等の経営指導を行っている。

### 8 環境保健センター

環境保健分野の試験研究機関として、環境保全及び保健衛生施策の基本となる試験検査、調査研究及び情報提供を行う。また、大気汚染・環境放射線の常時監視を行うとともに、技術指導や他試験検査機関等の精度管理を実施する。

#### (1) 試験検査(行政機関からの依頼に基づく検査、調査)

##### ア 環境保全に関するもの

- (ア) 煙道・排ガス検査、有害大気汚染物質調査等
- (イ) 工場・事業場排水検査、水質汚濁事象調査等
- (ウ) 化学物質環境モニタリング調査等
- (エ) 航空機及び新幹線騒音・振動調査等
- (オ) 放射線等監視測定、放射能水準調査等
- (カ) 大気・水質・廃棄物等に関する緊急時対応に伴う分析測定

##### イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 感染症発生動向調査、感染症流行予測調査、感染症抗体保有調査等
- (イ) 食品中有害化学物質モニタリング検査、アレルギー物質を含む食品検査、遺伝子組換え

食品検査、貝毒検査等

(ウ) 家庭用品検査、医薬品検査等

(エ) 食中毒・感染症集団発生等健康危機事例発生時における原因究明等のための検査

(2) 調査研究

ア 環境保全に関するもの

(ア) 災害等の発生時における環境モニタリング手法に関する研究

(イ) 農薬類の河川生態系への影響調査と一斉分析法に関する研究

(ウ) 児島湖の汚濁負荷に関する調査研究

イ 保健衛生に関するもの

(ア) 感染症及び食中毒起因菌の汚染実態に関する研究

(イ) ウイルス・リケッチア感染症の包括的流行疫学に関する研究

(ウ) 畜産物に含まれる抗菌性物質等の分析技術の開発に関する研究

ウ 他との連携

(ア) 化学物質環境実態調査

(イ) 光化学オキシダント及びPM<sub>2.5</sub>汚染の地域的・気象的要因の解明

(ウ) 災害等の緊急調査を想定したGC/MSによる化学物質の網羅的簡易迅速測定法の開発

(エ) 里海里湖流域圏が形成する生物生息環境と生態系サービスに関する検討

(オ) 食品由来感染症の病原体の解析手法及び共有化システムの構築のための研究

(3) 研修指導、情報提供、精度管理

当センターに蓄積された知識・技能等を広く伝達、提供するため、技術指導、研修生等の受入、ホームページへの情報掲載、広報誌の発刊、公開講座等を行う。また、他の試験検査機関との精度管理を積極的に実施し技術の向上に努める。

(4) 大気汚染物質常時監視

県内に設置された環境大気測定局等で大気汚染物質(光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)等)を常時監視し、必要に応じ、情報発令等の緊急時対応を行う。

(5) 環境放射線等の常時監視

人形峠周辺に設置された観測局で環境放射線等を常時監視し、必要に応じ緊急時対応を行う。

(6) 感染症情報センター

感染症サーベイランスデータの集計、感染症情報の収集、解析及びそれらの情報発信を行う。

# 《新エネルギー・温暖化対策室》

## 1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に向け、県民、事業者それぞれの主体的な温室効果ガス削減の取組を一層促進するとともに、県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した普及啓発活動や家庭における省エネルギー化の促進などに取り組む。

### (1) クールビズ・ウォームビズ県民運動及び国民運動「COOL CHOICE」の推進

クールビズ・ウォームビズ県民運動の一層の定着を図るため、経済団体を通じて事業者等への働きかけを行うとともに、温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）と連動し、若者の広報サポーターを登録するなど「COOL CHOICE」の積極的な情報発信や普及啓発等に取り組む。

### (2) アースキーパーメンバーシップ制度の推進

地球にやさしい環境負荷低減活動を自主的・継続的に実行する県民・事業者を会員とするアースキーパーメンバーシップ制度の充実及び会員拡大により、地球温暖化防止活動の着実な推進を図る。

### (3) 県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した普及啓発活動の展開

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、アースキーパーメンバーシップ事業の運営等、地球温暖化防止のための普及啓発を実施する。

### (4) 岡山県地球温暖化防止行動計画の進捗管理等

岡山県地球温暖化防止行動計画に基づき、県内の温室効果ガス排出量の算定と排出増減要因の分析に加え、同計画に盛り込まれた施策等の対策評価指標の進捗管理を行う。

### (5) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の運用及び事業者の省エネ対策促進

特定事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた自主的な努力を促進するため、制度の適切な運用を図るとともに、サポートデスクの設置や事業者相互の情報交換の場の提供等により、中小事業者の排出量削減の取組を支援する。

### (6) 住宅用省エネ・蓄エネ等設備の導入促進

家庭における省エネ対策等の促進のため、高効率照明や太陽熱利用機器など、省エネや蓄エネ等の効果の高い機器・設備等を導入する県民への補助を行う市町村を対象に補助を行う。

## 2 新エネルギーの普及促進

発電時に温室効果ガスを排出しない太陽光発電等の新エネルギーの普及促進に取り組むとともに、EV等の普及やスマートコミュニティの推進等に取り組む。

### (1) 新エネルギービジョンの推進

おかやま新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの普及促進を、地球温暖化防止をはじめ産業振興や地域活性化にも結びつけるため、関連施策の推進を図るとともに、ビジョン全体の進捗管理を行う。

### (2) EV等の普及促進

EV等を安心して利用できる環境の整備に向けて、充電設備の設置を支援するとともに、業務用車両へのEV等の導入経費等を補助する。

また、県民が一定期間EV等に試乗することにより、充電や外部給電機能などその特性を体感し、その様子をSNS等で発信してもらう試乗モニター事業を実施する。

### (3) スマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を有効活用した新エネルギーの導入等により、創エネや省エネ、蓄エ

ネ等を進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給を目指す市町村の取組を支援する。

#### (4) 太陽光発電施設の安全な導入の促進

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例により、設置者に対し、地域住民との適切なコミュニケーションを図ることなどを求めるほか、設置禁止区域等を設けることなどにより、太陽光発電施設の安全な導入の促進を図る。

### 3 環境マネジメントの推進

県の事務事業における環境配慮の推進や県自らの温室効果ガス排出量の抑制等を図るため、本県独自の岡山県環境マネジメントシステムを運用し、オフィスワークや環境リスクの高い事務等のマネジメントを行う。

本システムにより、外部評価委員会による評価など継続的な改善を行い、県組織の事務事業に関する温室効果ガス排出量削減に向けた計画「岡山県クール・エコ・オフィス・プラン」の推進を図る。

また、県内事業者が環境マネジメントシステムを構築し、環境配慮型経営の確立を促進するため、「エコアクション21」の認証取得研修会の開催や認証取得経費の補助を行う。

### 4 環境学習の推進

環境保全に向けた県民の取組を促進するため、NPO等関係団体や学校、事業者等と連携し、体験学習の機会の提供や「こどもエコクラブ」の支援など、自主参加型の環境学習を推進する。

#### (1) 環境学習協働推進広場の運営

環境NPO等が各団体間のネットワーク化や情報交換を図り、協働して効果的な環境学習を推進する場として設置した「環境学習協働推進広場」の運営を行うとともに、広場を活用して環境学習指導者の養成等を行う。

#### (2) 環境学習エコツアー事業の実施

小・中学校や地域の子ども会等を対象に、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設、環境学習拠点施設等の環境関係施設を見学体験する日帰りツアーを実施する。

#### (3) 環境学習出前講座の実施

学校や自治会、子ども会などの地域団体等を対象に、移動環境学習車をはじめとした各種体験器材等を活用しながら、体験型の環境学習出前講座を実施する。

また、出前講座の充実を図るため、指導者等との協働により学習資材の作成等に取り組む。

#### (4) こどもエコクラブへの参加促進

次代を担う子どもたちが地域の中で自主的に取り組む環境活動である「こどもエコクラブ」への参加を呼びかけるとともに、日頃の活動成果の発表会を開催するなどの支援を行う。



< 環境学習エコツアー >



< 環境学習出前講座 >

# 《環境管理課》

新晴れの国おかやま生き生きプランに基づき、地域の環境保全対策の推進のため、水・大気・土壌などの環境汚染状況の的確な把握や緊急時の対応、工場・事業場に対する監視指導の実施、光化学オキシダント・PM2.5対策、アスベスト対策、有害化学物質対策の推進、環境情報の一元的な管理・提供、環境コミュニケーションの推進等を行う。また、児島湖の水質改善を図るため、農業用水の再利用事業やアダプト推進事業等を推進するとともに、生物の力による水質浄化など「見た目」や「イメージ」の改善に繋がる施策に取り組み、県民が親しみ憩える児島湖を目指す。

## 1 水質保全対策

公共用水域等の常時監視や発生源対策等を実施するとともに、「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」等に基づき各種施策を推進する。

### (1) 環境水質の監視

#### ア 公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づき、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、河川、湖沼及び海域の160地点(うち県所管86地点)で水質調査を実施する。

| 区分 | 岡山県 | 国土交通省 | 岡山市 | 倉敷市 | 合計  |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 河川 | 51  | 16    | 16  | 4   | 87  |
| 湖沼 | —   | —     | 4   | —   | 4   |
| 海域 | 35  | —     | 13  | 21  | 69  |
| 合計 | 86  | 16    | 33  | 25  | 160 |

#### イ 地下水の水質測定

水質汚濁防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と連携し、地下水の概況調査を実施する。

地下水の汚染等が発見された場合は、原因究明を行い、必要に応じ継続監視調査を実施する。(調査地点：35地点(うち県所管21地点))

| 区分     | 岡山県 | 岡山市 | 倉敷市 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|----|
| 概況調査   | 19  | 6   | 6   | 31 |
| 継続監視調査 | 2   | 1   | 1   | 4  |
| 合計     | 21  | 7   | 7   | 35 |

#### ウ 測定計画の策定

公共用水域及び地下水の水質測定に当たっては、関係機関と協議の上、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を策定し、これに従って実施する。

#### エ 水質汚濁事象調査

突発的な魚のへい死、油の流出等の水質事故等に対しては、必要に応じ水質調査を行い、関係機関と連携して的確かつ迅速に対処する。

### (2) 工場・事業場の監視指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、岡山県環境への負荷の低減に関する条例(以下「環境負荷低減条例」という。)等に基づき、工場・事業場について、届出等の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、平成29年6月に策定した第8次岡山県水質総量削減計画に基づき、平成29年9月に施

行した総量規制基準については、適用される事業場に対し、汚濁負荷量測定結果の報告を求め  
るなど、基準の遵守状況の確認を徹底する。

### (3) 生活排水対策

生活排水対策を推進することが特に必要である地域を、水質汚濁防止法に基づく生活排水対  
策重点地域(岡山市等6市)として指定している。普及啓発資材の作成・配布等により、広く県  
民に生活排水対策の意識啓発を行う。

### (4) 瀬戸内海環境保全対策

瀬戸内海の環境保全については、平成28年10月に変更した瀬戸内海の環境の保全に関する岡  
山県計画に基づき、豊かな瀬戸内海を目指して、関係機関等と連携し、生活排水対策や産業排  
水対策、藻場、干潟、自然海浜の保全等の各種施策・事業の着実な推進を図る。広域的課題に  
対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議において関係府県等と連携して取り組む。

自然海浜については、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為  
等の規制を行うとともに、清掃活動等の支援や自然海岸等を活用した環境学習を実施する。

## 2 児島湖流域環境保全対策

児島湖流域の環境保全を図るため、平成29年3月に策定した第7期湖沼水質保全計画に基づき、  
関係機関等と連携して、生活排水対策や産業排水対策、普及啓発事業等の各種施策を総合的に実  
施する。

### (1) 児島湖流域環境保全推進期間行事

9月から11月までを児島湖流域環境保全推進期間と定め、児島湖流域環境保全対策推進協議  
会が中心となって、県、国、流域市町、民間団体、地域住民等が一体となり、県民運動として  
各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図る。

#### ア 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の市町と連携して一斉清掃活動を行う。



児島湖流域清掃大作戦の状況

#### イ 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖の環境保全に関する小中学生の関心を高めるため、ポスターコンクールを実施する。

#### ウ ポスター・パネル展

ポスターコンクール入賞・入選作品や児島湖の環境保全啓発パネル、児島湖に生息する魚  
類等(児島湖移動水族館)を展示する。

#### エ 児島湖ふれあい環境フェア

環境保全啓発キャンペーンや児島湖移動水族館を開催する。

### (2) ヨシ原の管理

児島湖の水質保全や、魚類や水鳥の繁殖の場として重要な役割を担うヨシ群落保全のため、  
ヨシ刈りを行うとともに、刈り取ったヨシの再利用を図る。また、ヨシの刈り取り体験や小学生

を対象としたヨシを使用した工作体験を実施する。

(3) 農業用水の再利用

児島湖の水質浄化を図るため、旭川及び高梁川から各農業用水路を通じ清水を導入する。  
また、学識経験者や関係団体で構成する清水導入協議会を開催して導入量の設定を行う。

(4) アダプト推進事業

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(5) 調査研究

官学連携による検討会を開催し、汚濁メカニズムの解明等の調査研究を行う。

(6) 児島湖水質改善促進事業（児島湖ブルーの復活とPR事業）

県民の関心を失う原因となっている「見た目」や実際の水質以上に汚いとの「イメージ」の改善に繋がる取組を実施し、透明度が高く県民が憩える児島湖を目指す。

ア 生物の力による水質浄化（テナガエビの増殖・二枚貝の増殖に係る実証実験）

イ 人の五感による水質評価（県民に分かりやすい評価手法の導入）

ウ 農地からの汚濁負荷削減（L字型肥料への転換促進）

エ 環境水利権の取得（旭川からの浄化用水の導水）

### 3 化学物質対策

ダイオキシン類や有害大気汚染物質などの化学物質について、環境中における存在状況の把握及び発生源対策の徹底により排出量の削減を図るとともに、適切な情報の提供を行う。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、岡山市、倉敷市及び国土交通省と連携し、環境（大気、公共用水域水質・底質、地下水質、土壌）の汚染濃度を把握するとともに、同法の規制対象となる工場・事業場に対する監視・指導等を実施する。

ダイオキシン類環境調査

| 環境媒体    | 調査地点(令和2年度) |     |     |     |    |
|---------|-------------|-----|-----|-----|----|
|         | 岡山県         | 岡山市 | 倉敷市 | 国交省 | 計  |
| 大気      | 8           | 3   | 2   | —   | 13 |
| 公共用水域水質 | 26          | 12  | 14  | 6   | 58 |
| 公共用水域底質 | 15          | 12  | 14  | 6   | 47 |
| 地下水質    | 13          | 6   | 3   | —   | 22 |
| 土壌      | 13          | 10  | 8   | —   | 31 |

(2) 有害大気汚染物質等対策

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼンなどの優先取組物質等について、岡山市及び倉敷市と連携し、環境調査等を実施する。

(3) 有害化学物質対策

ア 特定化学物質対策(PRTTR)

事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の環境中への排出量等の届出を受理し、国に報告するとともに、届出された排出量等に関する集計データをホームページ等で公表する。

また、事業者を対象としたセミナーを開催し、事業者・地域住民・行政の三者で情報の共有化やコミュニケーションの構築を図る。

#### イ 化学物質環境モニタリング調査

内分泌かく乱作用の疑われる化学物質や残留性有機汚染物質等について、河川等の環境中の存在状況を把握するための調査を実施し、その存在状況に関するデータを蓄積するとともに知見の集積に努める。

#### ウ 化学物質環境実態調査

化学物質による環境汚染の未然防止を図るための基礎的なデータの集積等を目的として、環境省の委託を受けて化学物質の環境調査を実施する。

#### (4) 土壌・地下水汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者等が実施する土壌汚染状況調査の結果により、人の健康被害のおそれの有無に応じて区域(要措置区域又は形質変更時要届出区域)の指定を行うとともに、適切な措置の実施等の指導を行う。

また、環境負荷低減条例に基づき、事業者から土壌又は地下水の汚染発見の届出があった場合は、浄化対策の実施等について指導を行う。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況(令和2年3月末現在)

| 指定区域数      | 区 分 |     |     |     |    |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|
|            | 岡山県 | 岡山市 | 倉敷市 | 新見市 | 計  |
| 要措置区域      | 3   | 0   | 1   | 0   | 4  |
| 形質変更時要届出区域 | 11  | 16  | 14  | 0   | 41 |

## 4 大気保全対策

環境大気の常時監視を行うとともに、発生源対策を実施する。特に、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には対策本部を設置し、被害を未然に防止するための措置を講じる。

#### (1) 環境大気の常時監視

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)について、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市と連携して県内67測定局で測定し、大気汚染常時監視システムで測定データの収集・処理等を行うとともに、大気汚染情報をホームページ等で県民に提供する。

#### (2) 工場・事業場の監視指導

大気汚染防止法及び環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場について、届出の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、県内の主要15工場の硫黄酸化物排出量等について、大気汚染常時監視システムで監視を行う。

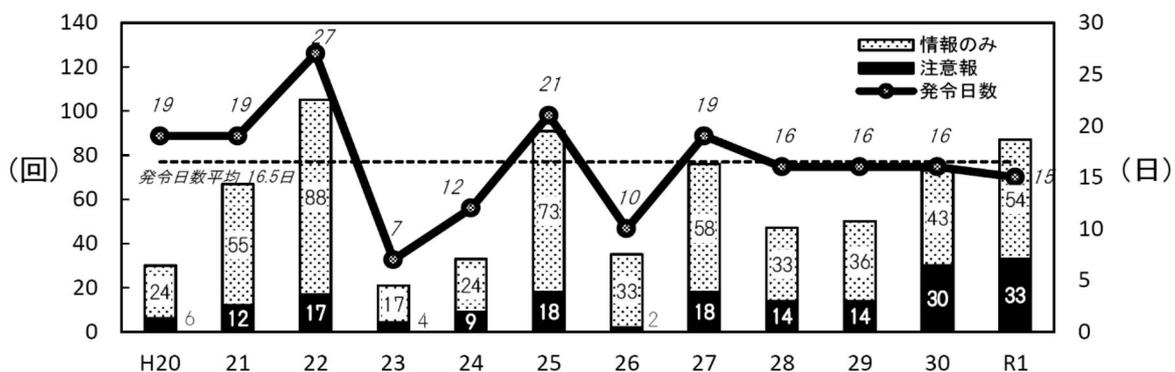
#### (3) 大気汚染緊急時対策

大気汚染物質が高濃度となった場合は、大気汚染防止法等に基づき大気汚染情報・注意報等の発令、主要工場への大気汚染物質の排出削減要請等を行う。

特に、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には、大気汚染防止夏期対策本部を設置し、監視・連絡体制の強化や普及啓発活動を展開するとともに、光化学オキシダント注意報等の適切かつ迅速な情報提供に万全を期するなど、被害を未然に防止するための総合的な大気汚染防止対策を実施する。

なお、健康被害の未然防止を図るため、光化学オキシダント注意報等の発令状況を一斉に迅速かつ確実に提供できるメール配信サービスの一層の周知を図る。

### 発令日数・発令回数の推移



#### (4) 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)対策

工場・事業場や自動車などの発生源対策を推進する。また、大気汚染常時監視システムによりPM<sub>2.5</sub>の濃度測定を行い国の示した暫定指針値(日平均値で70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超過するおそれがある場合には、関係機関や報道機関への連絡、県ホームページへの掲載、防災メールの配信等を通じて県民に注意喚起を行う。

なお、注意喚起の実施状況を迅速に提供するメール配信サービスの一層の周知を図る。

<注意喚起の区域>

県南部、県北部

<判断方法> 次の基準に該当する区域があるとき、当該区域に注意喚起を行う。

|                |   |
|----------------|---|
| 午前中の早めの時間帯での判断 | 午前5時から午前7時までのPM <sub>2.5</sub> の1時間値の平均値が同一区域内の一般環境大気測定局の2局以上で85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき |
| 午後からの活動に備えた判断  | 午前5時から正午までのPM <sub>2.5</sub> の1時間値の平均値が同一区域内の一般環境大気測定局の1局以上で80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき   |

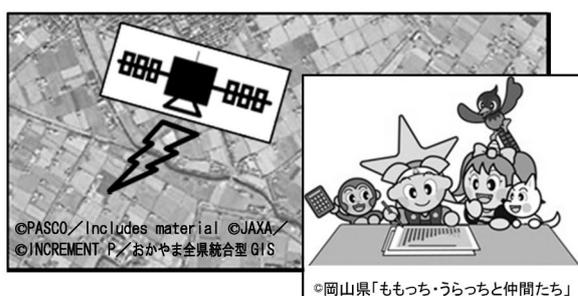
※1 濃度が下降すると見込まれるときは注意喚起を行わない。

※2 上記にかかわらず、広域的な視点などから県下全域に注意喚起を行う場合がある。

#### (5) 晴れの国ブルースカイ事業

PM<sub>2.5</sub>の県内の環境基準達成率が全国的にみても低いことから、その原因の一つである秋期の稲わらの野焼きの減少に向け、稲わらをすき込んで有効利用することなどを促進するための支援や農業関係者と連携した啓発等の取組を進める。

- ア 稲わら等有効活用把握事業(稲わらの処理実態の衛星写真等による調査)
- イ 県・市・JA等関係団体連携推進会議(課題解決に向けた協議、情報交換)
- ウ 稲わら有効利用促進事業(すき込み時に必要な稲わら分解促進剤の購入支援)
- エ 大気環境改善普及啓発事業(チラシ、広報媒体、研修会による啓発等)



衛星写真を活用した調査・解析



稲わらの有効利用への転換

## (6) 自動車排出ガス対策

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、環境対応バスの導入支援などにより低公害車の導入を促進する。

県内の低公害車導入状況(平成31年3月末現在)

| 車種別     | 県内全体       | 県公用車    |
|---------|------------|---------|
| 低公害車    | 電気         | 1,309   |
|         | 燃料電池       | 13      |
|         | ハイブリッド     | 147,876 |
|         | 天然ガス等      | 208     |
|         | 低燃費かつ低排出ガス | 263,952 |
|         | 合計(A)      | 413,418 |
| 保有台数(B) | 765,302    | 1,838   |
| 割合(A/B) | 54.0%      | 71.5%   |

※軽自動車を除く。

環境対応バス導入の補助実績

| 年度  | 新車  | 中古車 |
|-----|-----|-----|
| H29 | 10台 | —   |
| H30 | 13台 | 3台  |
| R1  | 14台 | 1台  |

## (7) 酸性雨監視

酸性雨の実態を把握するため、県内2地点で酸性雨の監視測定を行う。

## 5 アスベスト対策

岡山県アスベスト対策協議会を運営し、関係機関や関係団体と連携してアスベスト対策を総合的に推進する。

### (1) 岡山県アスベスト対策協議会の運営

アスベスト対策を総合的に推進するため、行政機関と関係団体で構成する岡山県アスベスト対策協議会(平成18年1月設置)により、連携体制の確認、法改正等の情報の共有を図る。

### (2) 監視・指導

大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守状況の確認と併せて、建築物解体等工事現場周辺において濃度を測定し、飛散防止対策の状況を監視するほか、一般大気環境中の濃度を調査する。

### (3) 普及啓発

事業者等に対する法令遵守や法改正の内容の周知・徹底、相談窓口の開設、ホームページ等による情報発信を行う。

## 6 騒音・振動・悪臭対策

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域について、関係機関と協議し、地域の拡大を図る。また、工場・事業場、建設作業など主要な発生源を規制するため、町村等と協議し、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定を進める。

また、主要幹線道路や山陽新幹線沿線、岡山空港周辺における環境基準の達成状況を把握するため、関係市町村と連携して騒音・振動の調査を行う。

## 7 公害防止協定・環境保全協定

協定の締結は、原則的に市町村と企業が当事者となることとしているが、大規模発生源を持つ企業等で、必要と認めるものは県も当事者に加わってきた。

県と協定を締結している企業に対しては、協定に基づき施設の新増設に当たり事前審査を行い、必要な環境保全上の配慮を求めている。

# 《循環型社会推進課》

## 1 循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物を出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという循環型社会を形成することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードとした総合的な啓発活動のほか、廃プラスチック削減のための県民や事業者の積極的な取組の支援や県民に身近な取組としてレジ袋や食品ロスの削減を進めるとともに、岡山県循環型社会形成推進条例等に基づく各種事業を実施する。

### (1) 循環型社会に向けた意識の改革の推進

#### ア おかやま・もったいない運動の推進

3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「おかやま・もったいない」運動推進フォーラムの開催、小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施など、各種の啓発活動を展開する。また、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」に加え、食品ロス削減に向け、「おかやま30・10運動」をはじめとする啓発や、事業系食品ロス削減のためのモデル事業を実施する。

#### イ ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村、企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、3Rに関する実践的な取組を推進する。

### (2) 廃棄物等の発生抑制と循環的利用の推進

#### ア 再生品の使用促進

リサイクル製品の需要を喚起するため、県民・事業者に対し、再生品の使用促進に関する指針の周知・徹底を図るとともに、岡山県エコ製品の認定及びPR事業を実施する。

また、県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品を中心としたグリーン購入を全庁的に推進する。

#### イ 環境にやさしい企業づくり

環境にやさしい企業づくりを促進するため、岡山エコ事業所の認定及び認定事業所のPR事業を実施する。

また、県内の企業の大部分を占める中小企業における3Rの取組を促進するためのアドバイザーを派遣する。

#### ウ 循環資源情報提供システムの運営支援

循環資源総合情報支援センターにおいて、県民・事業者に対し、廃棄物に関する各種情報の発信とともに、事業活動に伴って発生する廃棄物を循環資源として他の事業者が有効に活用する機会をネット上で提供するシステムを運用する。

#### エ プラスチック3Rの推進

環境への影響が懸念される廃プラスチックの最終処分量の削減に向けて、プラスチックごみ削減のアイデア募集や、積極的にプラスチックの3Rに取り組む事業所の登録、PR



を行うとともに、廃プラスチックが環境に及ぼす影響やプラスチックの3Rに向けた取組例等を紹介する県民向けセミナー及び事業者向けセミナーを開催する。

### (3) 各種リサイクル法の運用

#### ア 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化を実施し、それぞれの役割分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村が作成した計画を取りまとめた第9期岡山県分別収集促進計画(令和2～令和6年度)により市町村に助言等を行う。

#### イ 家電リサイクル法

小売業者、製造業者等に義務づけられている、廃棄された使用済家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の引き取り、再商品化(リサイクル)が円滑に行われるよう、法を所管する国や市町村と連携を図る。

#### ウ 食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進するため、法を所管する国と連携を図る。

#### エ 建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物について、適切な再資源化等が図られるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を確保する。

#### オ 自動車リサイクル法

使用済自動車を取り扱う事業者に対し、適切な引取・引渡及び再資源化がなされるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び適正な処理を確保する。

#### カ 小型家電リサイクル法

市町村が回収した使用済小型電子機器(携帯電話、パソコン、電子レンジ等)を、再資源化を行う事業者が引き取り、金や銅その他有用金属などの資源の有効な利用の確保が図られるよう、法を所管する国と連携を図りながら市町村に助言等を行う。

## 2 一般廃棄物対策

### (1) 一般廃棄物処理事業の支援

市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、適正な処理を行うことができるよう、循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備等について、市町村に対する助言等の技術的援助を行う。

### (2) 浄化槽対策の推進

汚水処理施設の整備を図るための長期的なプランである「クリーンライフ100構想」に基づき、国や市町村と連携して合併処理浄化槽の設置費に対する助成を行い、設置促進を図るとともに浄化槽管理者に対して維持管理の適正指導等を行う。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換に係る撤去費用や宅内配管工事費用を補助し、その促進を図る。

### (3) 災害廃棄物処理対策

平成30年7月豪雨災害の対応を踏まえて見直した「岡山県災害廃棄物処理計画(改訂版)」に基づき、災害時に適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物が処理されるよう、市町村や関係団体等との仮置場の開設訓練等を通じ、連携体制を強化するとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を行う。

#### (4) 海岸漂着物等対策の推進

海ごみに対する基本方針や対策をまとめた「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海ごみの現状や発生原因を周知し、県内全域における当事者意識の醸成と海ごみの発生抑制等を推進するため、三大河川の流域ごとに、一体的な啓発リレーや、啓発パネル等の展示とミニ講演会を開催するとともに、瀬戸内海沿岸県の連携による海ごみフォーラムを実施するほか、市町村の海ごみ回収・処理・発生抑制対策事業に対して補助を行う。

#### (5) 不用品回収業者対策

収集された使用済家電を保管又は処分する業者に対し、廃棄物処理法に基づく届出や適切な保管・処分がなされるよう、市町村と連携して監視・指導を実施する。

### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 排出事業者責任の徹底・強化

##### ア 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者自らがその処理責任に基づき適正処理することが原則となっていることをあらゆる機会を通じて周知するとともに、処理基準及び委託基準の遵守並びに産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正な運用に関する指導を行う。

##### イ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画及び当該計画の実施状況報告などを活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を行う。

#### (2) 適正処理の推進

##### ア 処理業者の育成・指導

産業廃棄物処理業の許可に当たっては、廃棄物処理法に基づき厳正な審査を行う。また、処理業者に対しては、立入検査等を実施し適切な指導を行うとともに、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会が行う適正処理に係る研修会等の開催に対する支援並びに処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成などにより、処理業者の育成を図る。

##### イ 産業廃棄物処理情報の管理

排出事業者から提出される産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び処分業者に提出を求めている処分実績報告書を整理し、事業者への指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進捗管理を図るため、産業廃棄物の排出量や処理状況等について経年的に分析する「産業廃棄物実態調査」を行う。

#### (3) 不法投棄等不適正処理の防止

##### ア 不法投棄等防止啓発事業

不法投棄防止啓発のための新聞広告、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却などの不適正処理の発見時等における早期通報等と呼びかける。

##### イ 産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入に際し、排出事業者に義務づけている事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、警察の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、運搬中の廃棄物やマニフェストの確認等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を防止する。

##### ウ 不法投棄等監視指導体制強化事業

産業廃棄物の監視指導を専門に行う産業廃棄物監視指導員を各県民局及び地域事務所に

配置するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う環境監視指導員を各地域事務所に配置し、機動的な監視体制、不適正事案に対する対応体制を確保する。

また、休日・夜間等の監視パトロールの民間委託、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄 110 番の設置、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を促進するとともに、不法投棄等の早期発見、早期対応に努めるため、国や市町村、警察等と連携し、初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

エ 産業廃棄物対応力強化事業

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、中小企業診断士等の協力を得て処理業者等の経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図られるよう対応力を強化する。

(4) PCB 廃棄物処理の推進

「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内の PCB 廃棄物が期限内に適正に処理されるよう、PCB 廃棄物保管事業者に対し、保管状況の届出、適正な保管、処理期限までの処理等を指導する。

# 《災害廃棄物対策室》

## 1 平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理

平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物について、「岡山県災害廃棄物処理実行計画（平成30年10月策定、令和元年7月改訂）」に基づき、処理主体である市町村の適正かつ円滑・迅速な処理を確保するため、広域処理等に係る関係機関との連絡調整や技術的助言などにより支援する。

### (1) 災害廃棄物の発生推計量

約44.3万トン

### (2) 処理の基本的な方針

- ・適正かつ円滑・迅速に処理することを原則に、再生利用や熱回収を図りながら単純焼却や最終処分量を可能な限り少なくする。
- ・県内での処理を基本とし、目標期間内での処理完了が困難な場合等は、県外広域処理や仮設処理施設の設置なども検討する。

### (3) 処理期間

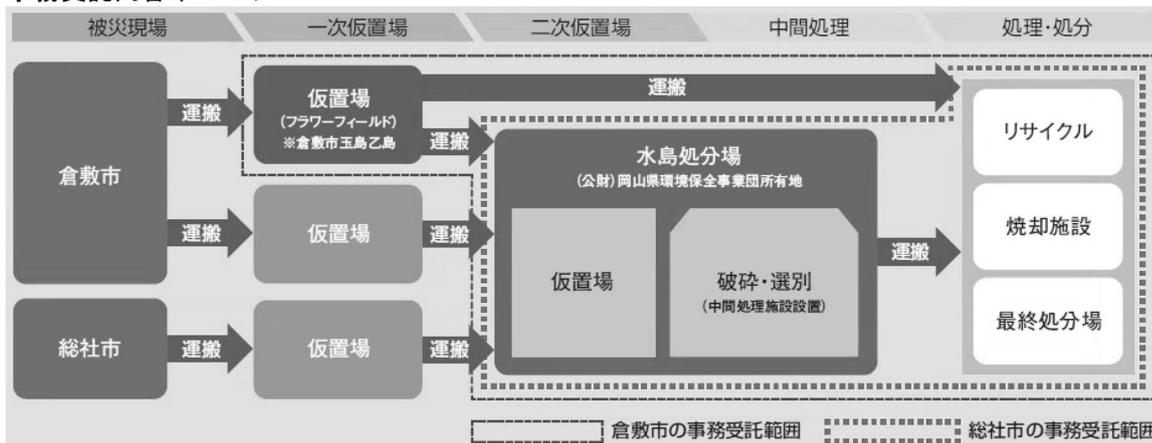
発災後2年間での処理完了を目指す。

## 2 事務委託を受けた災害廃棄物の処理

(1) 倉敷市が行う公費解体で発生した家屋解体廃棄物を受け入れ、廃棄物の種類ごとに各処分先に搬出する一次仮置場は、令和2年1月28日に全ての廃棄物の搬出を完了した。

(2) 倉敷市及び総社市内から発生した片付けごみなどの混合廃棄物は、二次仮置場内に整備した中間処理施設を基軸に、県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進めた結果、令和2年4月16日に全ての廃棄物の搬出を完了した。

### 事務受託内容イメージ



### 事務受託し代行処理した災害廃棄物量（速報値）

| 区 分            | 処理量        | 備 考        |          |
|----------------|------------|------------|----------|
|                |            | 倉敷市分       | 総社市分     |
| 一次仮置場（倉敷市玉島地区） | 175,945 トン | 175,945 トン | —        |
| 二次仮置場（倉敷市水島地区） | 130,482 トン | 123,985 トン | 6,497 トン |
| 計              | 306,427 トン | 299,930 トン | 6,497 トン |

# 《自然環境課》

## 1 豊かな自然環境の保護

### (1) 自然公園等の保護

#### ア 自然公園等の保護と管理

自然公園等の優れた自然の風景地等を保護するため、特に重要な地域について、自然公園法、岡山県立自然公園条例及び岡山県自然保護条例に基づき、特別保護地区、特別地域等を指定し、一定の行為を許可制にするとともに、普通地域での特定の行為に対しては、事前の届出義務を課し、その保全を図る。

#### ・自然公園等の指定状況

| 区 分      | 地域数  | 面積       |
|----------|------|----------|
| 自 然 公 園  | 10地域 | 80,664ha |
| 自然環境保全地域 | 3地域  | 101ha    |
| 環境緑地保護地域 | 2地域  | 27ha     |
| 郷土自然保護地域 | 37地域 | 844ha    |
| 郷土記念物    | 39箇所 | —        |

#### イ 自然公園等の施設の整備

自然公園や中国自然歩道の利用促進を図るため、園地、歩道などに案内標識やトイレ、休憩舎等の施設整備を実施している。

#### ・国立公園満喫プロジェクトの推進

大山隠岐国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化を目指し、蒜山地域の施設の再整備等を行っている。〔平成29～令和2年度〕

#### ・誘客アップに向けた自然公園再整備

県内の自然公園のうち、比較的利用者の多い「鷺羽山」「王子ヶ岳渋川」「吉備路風土記の丘」において、老朽化した施設等の再整備を行い、利用促進に繋げる。〔平成30～令和2年度〕

### (2) 地域の特色ある自然環境の保護

県内の中国山地、平野部、河川や湖沼など、地域の特色ある自然を保護し、さらに、貴重な地下資源である温泉の保護と利用の適正化を図る。

温泉法に基づき、温泉の掘削、動力装置、採取及び利用等について、許可及び指導監督を行い、温泉の保護と安全で適正な利用を促進する。

#### 〔温泉の概要〕

・温泉ゆう出源泉数 223か所

うち利用源泉数 107か所(平成31年3月末現在)

### (3) 自然保護協定

工場やゴルフ場等大規模な開発行為(10ha以上)について、希少野生動植物の保護や緑地の確保など適切な指導により無秩序な開発を防止し「開発と自然環境の調和」を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、県、市町村、事業者間で自然保護協定を締結している。

・自然保護協定締結実績 107件(令和2年3月末現在)

## 2 野生生物の保護

### (1) 希少野生動植物の保護

令和2年3月に改訂した「岡山県版レッドデータブック2020」を活用し、希少野生動植物に関する情報の提供を行う。

また、岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、県内の希少な野生動植物について、捕獲・採取の禁止や、生息・生育地の保護など独自の保護施策を講じ、県、市町村、県民及び事業者が一体となって保護を図る。

・岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況(令和元年3月末現在)

| 区分 | 動植物種名      | 地域   | 岡山県版レッドデータブックカテゴリー | 指定年度   |
|----|------------|------|--------------------|--------|
| 植物 | マルバノキ      | 県北部  | 絶滅危惧 I 類           | 平成16年度 |
| 植物 | ミズアオイ      | 県南部  | 絶滅危惧 I 類           | 平成16年度 |
| 植物 | エヒメアヤメ     | 県南西部 | 絶滅危惧 I 類           | 平成17年度 |
| 植物 | ミチノクフクジュソウ | 県中西部 | 絶滅危惧 I 類           | 平成21年度 |
| 植物 | サクラソウ      | 県北部  | 絶滅危惧 I 類           | 平成21年度 |
| 動物 | カワバタモロコ    | 県南部  | 絶滅危惧 I 類           | 平成23年度 |
| 動物 | ナガレタゴガエル   | 県北部  | 絶滅危惧 I 類           | 平成24年度 |

※フサヒゲルリカミキリ(平成16年度指定)は種の保存法に基づく指定種になり、平成28年度に条例による指定を解除した。



ミズアオイ



サクラソウ

## (2) 野生鳥獣の保護

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護管理事業を実施するため「第12次岡山県鳥獣保護管理事業計画」(計画期間：平成29～令和3年度)に基づき鳥獣の保護管理を推進する。

### ア ツキノワグマの保護対策

ツキノワグマ保護計画(計画期間：平成29～令和3年度)に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的な維持を図るため、県内の生息数の推定など生息状況のモニタリングを行うとともに、特定鳥獣専門指導員による現地調査や被害防止対策を実施する。

また、近隣県と設立した協議会において、広域的な保護管理の在り方などについて検討を進める。

### イ 鳥獣保護区の指定等

鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区等の指定を行う。また、キジの増殖を図るため、鳥獣保護区等にキジの放鳥を実施する。

### ウ 鳥獣保護意識の醸成

野生鳥獣の保護は、県民の理解と協力が必要であり、愛鳥週間行事を中心に保護意識を醸成する。

また、傷病野生鳥獣の保護看護を行うため、昭和39年度から池田動物園(岡山市)を、平成3年度からは自然保護センター(和気町)を鳥獣保護センターとして指定し、救護活動を実施する。

### エ 鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、鳥獣生息分布調査やガン・カモ科鳥類生息調査を実施する。

(3) 外来種の対策

生態系などに影響を及ぼす外来種について、国や市町村などと連携し、県民への普及啓発に努めるとともに、平成29年度に、県内で確認された特定外来生物であるヒアリについては、定着防止のための対策を実施する。

3 自然保護意識の醸成

(1) 緑化意識の醸成

県民の緑化に対する意識を高めるために、春と秋のみどりの月間中にみどりの大会等を開催する。

(2) 指導者・ボランティアの育成

自然保護推進員等のボランティア活動の充実を通じて自然保護意識の醸成に努める。

- ・自然保護推進員 52名(令和2年3月末現在)
- ・みどりの少年隊 25隊(令和元年5月末現在)

(3) 自然保護センター

優れた自然環境を有する自然保護センターにおいて、自然観察会、自然に親しむ体験教室等を開催し、自然環境学習の拠点として活用するとともに、タンチョウの適正な飼育に努める。

# 《全国植樹祭推進室》

## 1 全国植樹祭の開催準備

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事で、毎年春季に天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催されている（主催：公益社団法人国土緑化推進機構（以下「国土緑推」という。）、都道府県）。

令和元年度に国土緑推へ開催の申し出を行い、令和5年の「第74回全国植樹祭」の開催県に内定されたことから、準備委員会を設置し、開催理念等を定めた「基本構想」を策定した。

なお、国土緑推において、「新型コロナウイルス感染症対策」に鑑み、開催年を令和6年に延期することが決定された。

令和2年度中に、第74回全国植樹祭岡山県実行委員会（仮称）を設立し、基本構想を踏まえ、基本計画の策定に向けた検討を進める。

今後、県民の緑化意識の醸成を図るとともに、本県の魅力を全国に発信できる大会となるよう、開催に向けた準備を進める。

全国植樹祭開催までのスケジュール（他県の例による想定）

| H30(6年前) | R1(5年前)                             | R2(4年前)           | R4(2年前)   | R5(1年前)                 | R6開催年 |
|----------|-------------------------------------|-------------------|-----------|-------------------------|-------|
|          | ← 準備委員会 →                           |                   | ← 実行委員会 → |                         |       |
| 大会招致表明   | 基本構想<br>◆開催理念<br>◆開催規模<br>◆開催会場候補地等 | 基本計画              |           | 実施計画<br>運営マニュアル<br>実施本部 | 全国植樹祭 |
| ◎開催計画    | ◎開催県内定                              | ◎開催県決定<br>◎開催会場決定 | ◎基本計画承認   | ◎開催日決定<br>◎実施計画承認       |       |

※開催候補地 岡山県総合グラウンド（ジップアリーナ岡山）

開催会場は、令和2年秋頃の国土緑推の現地調査を経て正式決定される見込み。

# 《文化振興課》

本県の文化振興の基本理念を定めた岡山県文化振興基本条例と、これを実現する施策を効果的に展開するため、平成30年3月に策定した「おかやま文化振興ビジョン（2018～2027）」に基づき、県民、文化団体等との協働により各種施策の推進に努める。

## 1 文化を伝承・創造し心豊かに生活できる岡山

県民一人ひとりが子どもの頃から様々な文化に親しみ、各地域で文化の伝承・創造活動に参加できる環境づくりや、文化に興味を持ち、文化を尊重する風土づくりに努める。

### (1) 将来の地域文化の担い手育成

#### ア 文化人材バンク～おかやま子どもみらい塾～

子どもたちが「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、関心を持つ契機とするため、文化芸術の専門家を学校に派遣する出前講座を行うことにより、文化活動の裾野拡大と将来の地域文化の担い手育成を図る。

#### イ 岡山芸術文化賞

当該年度における優れた芸術文化活動の業績が認められる者及び長年にわたり地域における文化の普及、向上、保存や承継等に継続して取り組むなど県民文化の振興に顕著な功績のあった者を顕彰することにより、一層の研鑽を促し、文化の振興を図る。

グランプリ 3件程度、準グランプリ 6件程度、ジュニア奨励賞 7件以内  
地域貢献賞 2件以内

### (2) 県民参加による新たな文化の創造

#### ア (公財)岡山県郷土文化財団の活動支援

潤いとやすらぎのある郷土づくりを目指して活動している(公財)岡山県郷土文化財団の活動支援を行い、本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努める。

#### イ (公社)岡山県文化連盟の活動支援

芸術・文化の普及振興に寄与することを目的に設立された(公社)岡山県文化連盟の運営基盤の強化に取り組むとともに、連携して県民・文化団体の文化活動の活性化を図る。

#### ウ 岡山県文学選奨

県民の文芸創作活動を奨励し、豊かな県民文化の振興を図る。

募集部門 小説A、小説B、随筆、現代詩、短歌、俳句、川柳、童話・児童文学

#### エ 岡山県新進美術家育成「I氏賞」

本県にゆかりのある新進気鋭の若手美術作家に賞を贈呈するとともに、発表の場を提供するなど、創作活動を支援し、次代を担う若手美術家を育成する。

大賞 1名以内、奨励賞 2名以内

オ アートで地域づくり実践講座

座学やフィールドワークを通してアートマネジメント力のある人材を育成するとともに講座修了生等の自主的な企画事業を支援することで文化を核とした地域づくりを推進する。

(3) 県民の文化創造活動の振興

ア 岡山県文化賞

本県の芸術又は学術の発展に著しく貢献した者に文化賞を授与する。

文化賞 原則2件以内

イ おかやま県民文化祭の開催

文化の力を活用した地域づくりを推進するとともに、将来の芸術文化の担い手育成が促進されるよう、(公社)岡山県文化連盟をはじめとする県内文化団体等と連携・協力して、県民総参加の文化の祭典を開催する。

事業内容：「これがOKAYAMA!プログラム」、「文化がまちにある!プログラム」、「君たちの未来へ!プログラム」、共催事業、参加事業等

第17回おかやま県民文化祭(令和元年度)



これがOKAYAMA!プログラム(勝山町)



文化がまちにある!プログラム(岡山市)

ウ 岡山県美術展覧会の開催

第71回岡山県美術展覧会を山陽新聞社と共催する。

日本画、洋画、工芸、書道、写真、彫刻の6部門の作品を県内から公募する。

エ 天神山文化プラザ事業の充実

天神山文化プラザにおいて、県民の芸術文化活動・文化情報拠点施設としての機能充実を図る。(公社)岡山県文化連盟を指定管理者に指定)

貸館施設

| 施設名      | 開館時間       | 備考            |
|----------|------------|---------------|
| 展示室(5室)  | 9:00~18:00 | R元年度利用率 89.9% |
| 練習室(5室)  | 9:00~22:00 | 同上 90.4%      |
| ホール      | 9:00~22:00 | 同上 53.0%      |
| 会議室(2室)  | 9:00~17:00 | 同上 53.2%      |
| 文化情報センター | 9:00~18:00 | —             |

オ おかやま旧日銀ホール事業の推進

音楽などの芸術を気軽に楽しむことができる文化芸術の創造拠点としてより幅広い県民に親しまれる施設となるよう、引き続き、利用の促進に努める。(NPO法人バンクオブアーツ岡山を指定管理者に指定)

令和元年度利用状況

| 施設名 |             | 利用者数    | 稼働日数 | 稼働率   |
|-----|-------------|---------|------|-------|
| 本館  | 多目的ホール      | 30,790人 | 188日 | 61.6% |
| 金庫棟 | スタジオ        | 2,560人  | 87日  | 28.3% |
|     | ギャラリー       | 2,170人  | 41日  | 13.3% |
|     | 芸術・文化ワークルーム | 6,255人  | 142日 | 46.3% |
|     | 会議室         | 780人    | 57日  | 18.5% |
| 計   |             | 42,555人 | —    | —     |

カ 県立美術館事業の充実

内外の優れた芸術活動を紹介する展覧会や美術館講座の開催等、県立美術館の機能を最大限に活用した事業を展開する。

(ア) 展覧会事業

・ 岡山の美術展

県立美術館で所蔵している岡山ゆかりの美術作品を「岡山の美術展」として公開する。加えて、特定のテーマ、ジャンルに焦点をあてた岡山の美術の特別企画展示をする。

・ 特別展

| 展覧会名                  | 期間(予定)                  |
|-----------------------|-------------------------|
| 高畑勲展ー日本のアニメーションに遺したもの | 日程調整中                   |
| The 備前一土と炎から生まれる造形美ー  | 日程調整中                   |
| ミレーから印象派への流れ          | 中止                      |
| 第71回岡山県美術展覧会          | R2年9月9日(水)～9月20日(日)     |
| 第67回日本伝統工芸展岡山展        | R2年11月13日(金)～11月29日(日)  |
| マイセン動物園展              | R2年12月4日(金)～R3年1月31日(日) |
| 雪舟と玉堂ーふたりの里帰り         | R3年2月10日(水)～3月14日(日)    |

(イ) 普及教育事業

- ・ 「こんにちは美術館」事業の実施
- ・ 美術館ニュース等の発行
- ・ 講演会・研修会等の実施
- ・ 学校出張講座、出前授業等の実施
- ・ 「学校と美術館の連携事業」の推進
- ・ ボランティア活動

(ウ) 県立美術館魅力UP事業

県立美術館が県民や観光客にとって行ってみたい場所となり、入館者増となるよう積極的な情報提供・広報、「託児サービスの日」や「手話付フロアレクチャーの日」を設けるなどのきめ細かいサービスの提供を行い、美術館自体の魅力向上を図る。

(エ) 次世代ミュージアムファン確保事業

若い世代の人たちに「美術館とのよき出会い」や「生涯を通じ芸術に触れるきっかけ」を提供する。

令和元年度入館者数

| 区 分                 | 開催回数<br>(回) | 開催日数<br>(日) | 入館者数(人) |        |         |
|---------------------|-------------|-------------|---------|--------|---------|
|                     |             |             | 有料入館者数  | 無料入館者数 | 計       |
| 岡山の美術展              | 通年          | 192         | 5,173   | 9,697  | 14,870  |
| 特 別 展               | 8           | 206         | 60,295  | 20,949 | 81,244  |
| 計                   | —           | 開館日数<br>255 | 65,468  | 30,646 | 96,114  |
| 特別展観覧券で岡山の美術展を観覧した人 |             |             |         |        | 41,776  |
| 合 計                 |             |             |         |        | 137,890 |

※令和元年8月15日：台風のため臨時休館

## 2 文化が地域の元気を生み出す岡山

文化の持つ力で地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域の特色や魅力を生かした取組を展開し、豊かな地域づくりにも文化の力を生かしていく。

(1) 伝統文化の保存・継承・発展

ア 犬養木堂記念館の管理運営

郷土出身の偉大な政治家犬養木堂の功績を顕彰するとともに、地域文化の振興に役立てるため整備した犬養木堂記念館の管理運営を行う。((公財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定)

イ 岡崎嘉平太記念館の管理運営

わが国の産業、経済の発展や日中国交回復に大きな役割を果たした名誉県民岡崎嘉平太の功績をたたえるとともに、地域文化の振興に資するため、吉備高原都市業務商業ビル内に設けた岡崎嘉平太記念館の管理運営を行う。((公財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定)

(2) 文化の力を活用した地域の活性化

<アートプロジェクトおかやま推進事業>

市町村や文化関係団体等と連携を図りながら、地域資源を活用した文化芸術イベントを展開し、文化芸術活動の一層の促進と賑わい創出により、地域の活性化を推進する。

ア 芸術文化育成・支援事業

I氏賞受賞作家等、本県にゆかりのある美術作家に発表の場を提供するとともに、若手・新人芸術家に対して活動・発表の場を提供し、創作活動を支援することによって次代を担う芸術家を育成する。

イ アーティスト滞在・交流事業

招聘したアーティストが地域に滞在し、文化や自然、人材などの地域資源を活用しながら制作活動を行うとともに地域住民等と交流を図ることで地域の活性化に資する。

ウ オーケストラの鑑賞機会の提供

オーケストラの演奏を聴く機会が少ない地域で岡山フィルハーモニック管弦楽団によるフルオーケストラ公演を実施する。

### 3 文化発信しながら交流を広げる岡山

各分野で活動する文化団体等がお互いに幅広い交流を行い、連携を深められるよう努め、岡山の魅力を伝える文化の積極的な発信と多様な文化の受信に取り組む。

(1) 多様な文化プログラムの展開

＜おかやま文化芸術アソシエイツ＞

(公社)岡山県文化連盟内に専門人材を配置し、文化プログラムの周知や文化団体等の活動支援を行う。

(2) 文化による連携・交流の促進

ア 第29回中四国文化の集いの共同開催

開催場所：広島県

イ 第35回国民文化祭への文化団体派遣

開催場所：宮崎県

(3) 岡山からの文化発信

ア 岡山県文化特別顕彰

文化の分野で国内又は国外で顕著な功績を挙げるなど本県を全国にアピールし、県民に多くの感動を与えた個人又は団体を顕彰する。

H13年5月30日 有吉道夫 (日本将棋連盟公式戦通算1,000勝)

H13年9月28日 重松 清 (第124回直木賞受賞等)

H14年7月4日 蛭田二郎 (第58回日本芸術院賞受賞)

H16年12月16日 小川洋子 (第55回読売文学賞受賞等)

H17年5月27日 坂手洋二 (第8回鶴屋南北戯曲賞受賞等)

H19年3月1日 高木聖鶴 (文化功労者等)

H28年2月12日 原田マハ (第25回山本周五郎賞等)

H28年2月12日 森 和俊 (アルバート・ラスカー基礎医学研究賞等)

H29年10月24日 高木聖雨 (第73回恩賜賞・日本芸術院賞)

H29年10月24日 菅井竜也 (第58期王位)

イ 第十五回岡山県「内田百閒文学賞」

岡山が舞台となる作品や、岡山県出身の人物・自然・文化・風土・物産などを題材とした文学作品を全国から募集し、本県の良さを全国の人たちに知ってもらう。(公財)岡山県郷土文化財団と共催)

# 《スポーツ振興課》

平成24年7月に制定・施行した「岡山県スポーツ推進条例」及び平成30年3月に改訂した「岡山県スポーツ推進計画」に基づき、本県のスポーツを総合的、計画的に推進する。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会が新型コロナウイルスの影響により1年延期となったことから、今後は大会組織委員会等の動向を注視しつつ情報収集に努め、その状況に応じ、関連する事業について、適時適切に対応していく。

## 1 生涯スポーツの振興

県民が気軽にスポーツに楽しめる環境づくりを推進する。

### (1) 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

市町村等と連携して総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図るとともに、連絡協議会を開催するなど、クラブ間のネットワークを強化する。

令和元年度末の状況・・・ 44クラブ設立済

### (2) トップクラブチームの支援

本県競技スポーツの牽引的存在として国内トップリーグで活躍するクラブチームの活動等を支援するとともに、県民がスポーツ活動に参加するきっかけ作りや岡山の情報発信を行い、地域の活性化と生涯スポーツの振興を推進する。

＜県が支援するトップクラブチーム＞

- ・ファジアーノ岡山（プロサッカー J2リーグ）
- ・岡山シーガルズ（女子バレー V1リーグ）
- ・岡山湯郷Belle（女子サッカー チャレンジリーグ）
- ・吉備国際大学Charme岡山高梁（女子サッカー チャレンジリーグ）
- ・岡山リベッツ（卓球 Tリーグ）
- ・トライフーズ岡山（バスケットボール B3リーグ）
- ・トップクラブチームサポーター拡大事業

ホームゲームを活用し、県民挙げての応援気運の盛り上げ等を図るイベントを開催するとともに、アウェイゲームにおける岡山の情報発信やアウェイサポーターの誘客促進を図る。

### (3) スポーツ活動参加への環境整備等

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動促進事業

市町村（市町村体協、スポーツ推進委員含む）、総合型地域スポーツクラブ等、地域においてスポーツの振興に取り組む団体（以下「市町村等」という。）が独自に事業を実施・普及できるように、市町村等と連携した幼児期・高齢期における運動促進モデル事業を実施する。

また、ポータルサイト「おかやまスポーツナビ」において上記事業を掲載するなどスポーツ情報の充実を図り、県民のスポーツへの取組を促進する。

### (4) スポーツ活動啓発事業の充実等

- ア 晴れの国トップアスリート派遣事業

全国レベルの大会やトップリーグで活躍している県内のトップアスリート等を、市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣し、競技力の向上と地域スポー

ツの振興を図る。

令和元年度… 291回派遣

イ 岡山県生涯スポーツ研究大会の開催

生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ関係者を対象に研究大会等を開催する。

(5) オリンピック等キャンプ誘致推進事業

延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックについては、今後、ナショナルチームの事前キャンプの実現に向け、各国競技団体等の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、市町村や県内競技団体と連携を図りながら、受入れ・サポートの準備を進める。

東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプに関する協定締結件数… 12件

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| ・ブルガリアバドミントン        | (H29年12月 岡山市) |
| ・スペイン柔道             | (H29年12月 岡山市) |
| ・ニュージーランドウエイトリフティング | (H30年9月 倉敷市)  |
| ・スペイン陸上競技           | (H31年1月 岡山市)  |
| ・日本代表バスケットボール3×3    | (H31年4月 岡山市)  |
| ・ブルガリアレスリング         | (R元年5月 岡山市)   |
| ・ドミニカ共和国バレーボール      | (R元年10月 岡山市)  |
| ・タイバレーボール           | (R元年11月 岡山市)  |
| ・台湾パラ・パワーリフティング     | (R元年12月 岡山市)  |
| ・アメリカ男子7人制ラグビー      | (R2年1月 美作市)   |
| ・アメリカ女子7人制ラグビー      | (R2年1月 美作市)   |
| ・ニュージーランド女子ホッケー     | (R2年2月 赤磐市)   |



<陸上競技スペイン代表選手>



<バレーボールドミニカ共和国女子ナショナルチーム>

ア Touch the DREAM事業

世界又は国内トップレベルの大会運営の経費等を支援する補助制度を活用し、トップレベルの大会を本県に誘致することで、子どもたちの未来への夢を育み、また、県民に勇気と感動を与える。

令和元年度 支援件数… 1件

- ・全日本ホッケー選手権大会 (R元年12月 赤磐市熊山運動公園多目的広場)

## イ 地域スポーツコミッション支援事業

スポーツの振興やキャンプ誘致等により、地域の活性化を目指す市町村等と連携したスポーツコミッションの活動経費の一部を支援する。

- ・スポーツキャンプ誘致岡山美作実行委員会 (設立：H27年11月)
- ・渋川ビーチスポーツキャンプ誘致実行委員会 (設立：H29年12月)
- ・おかやまスポーツプロモーション機構 (設立：H30年6月)
- ・赤磐市東京2020ホッケー競技国内キャンプ誘致実行委員会 (設立：H30年8月)

## (6) 聖火リレー開催等気運醸成・レガシー創出事業

延期となった東京2020オリンピック聖火リレーについては、今後、大会組織委員会等の動向を注視し情報収集に努め、市町村や関係各所と連携を図りながら、多くの県民の心に永く刻まれるものとなるよう、準備に万全を期す。

## (7) スポーツ関係団体の育成と充実

(公財)岡山県スポーツ協会が実施する少年団育成事業等に補助するほか、岡山県レクリエーション協会など各種スポーツ団体の育成を図る。

## (8) 顕彰制度の充実

### ア 岡山県生涯スポーツ功労者表彰

長年にわたり本県スポーツの振興及び発展に貢献し、顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

令和元年度・・・ 功労者2名 1団体

### イ 岡山県スポーツマスターズ賞

長年にわたりスポーツを実践し、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた高年齢層の選手や、活動又は実績が他の模範となる高年齢層の選手を表彰する。

令和元年度・・・ 1名

## (9) スポーツ施設の活用と充実

県民のスポーツへの関心の高まりに対応し、スポーツ施設の活用と充実に努め、スポーツ活動の促進を図る。

## 2 競技スポーツの振興

国体選手やジュニア選手の育成・強化を行うとともに、国内外で活躍するアスリートの発掘・育成に取り組むなど、競技力の維持・向上に努める。

### (1) 優秀選手の育成

#### ア ジュニア選手育成・強化事業

競技ごとに、小学4年生から高校3年生までの県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

#### イ 国体成年選手強化事業

競技ごとに、成年の県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

#### ウ オリンピアン・パラリンピアン育成事業

東京2020オリンピック・パラリンピックに本県より一人でも多くの選手を輩出するため、選手育成に不可欠なトレーニング等に関する支援を行う。

同時に指導力の向上を図ることでトップ選手育成の環境整備を行う。



<オリンピック・パラリンピアン育成事業強化指定選手証交付式>

#### エ ステップアップ おかやまアスリート事業

競技の普及と競技者確保を支援するとともに、将来のトップアスリートとしての期待がかかる選手の育成環境を整備する。

### (2) 指導者の育成・活用

#### ア 晴れの国トップアスリート派遣事業(再掲)

#### イ 岡山県アスリート就職支援事業

競技スポーツを継続し、国体や全国大会などを目指す意思のあるアスリートの県内就職を支援することで、国体成年選手及び次世代の指導者を継続的な確保を図り、本県の競技スポーツの推進に資する。

#### ウ 指導者サポート事業

国が作成したモデル・コア・カリキュラムを参考に、国体正式競技41競技団体の新たな核となる指導者を対象として県独自の研修を行い、指導体制を再構築することで今後の本県の競技力向上の礎とする。

### (3) 国民体育大会の選手派遣

国民体育大会中国ブロック大会及び本大会、冬季大会への選手派遣を行う。



<第74回国民体育大会 県選手団激励会>



<第75回国民体育大会冬季大会 スキー競技>

### (4) ジュニア期のスポーツ活動の推進

「つくろう・のぼそう！」スポーツプロジェクト

#### ア 『つくる』プログラム

児童・生徒に対して各競技の入り口となる場や専門的な実技指導を受ける機会を提供し、競技人口の増加を図る。

#### (ア) レッツ チャレンジ！競技体験事業

競技体験の機会を提供し、選手発掘へつなげる。

#### (イ) スポーツ活動奨励事業

専門的な実技指導を受ける機会を提供する。



<レッツ チャレンジ! 競技体験事業(飛び込み)>



<スポーツ活動奨励事業(サッカー)>

## イ 『のぼす』プログラム

競技団体から選抜された中学生(1～3年生)を対象とし、各学年の競技レベルや発育・発達段階に応じた最適なプログラムを提供する。

### (ア) チャレンジ ザ トップ!

中学生の全国トップレベルのチームを招聘し、県選抜チームや選手と強化試合を行う。

### (イ) マルチ サポート プログラム

競技者に必要な能力(身体的・精神的)を引き伸ばすために、競技の専門性を踏まえたトレーニング等を提供する。



<チャレンジ ザ トップ!(バレーボール)>



<マルチ サポート プログラム(体操競技)>

## (5) 顕彰制度の充実

### ア 岡山県トップアスリート賞

国際大会や全国大会等において、特に優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。

令和元年度・・・ 48名, 19団体 (うち、障害者スポーツ1名)

### イ 岡山県スポーツ特別顕彰

オリンピック等で顕著な成績を挙げるなど、岡山県を全国に強くアピールし、県民に大きな希望と感動を与えた個人・団体を顕彰する。

令和元年度・・・ 9名 (うち、障害者スポーツ2名)

## (6) 日本スポーツマスターズ2021岡山大会開催事業

令和3年に本県で開催予定の「日本スポーツマスターズ大会」について実行委員会の設立等の準備を進める。

### 3 おかやまマラソン

岡山市ほか関係団体と共同で、中四国最大規模の都市型大規模マラソン大会であるおかやまマラソン2020を、11月8日に開催することとし、準備を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、大会開催の見通しをたてるのが難しい状況にあることから、大会実施の可否等によるランナーの影響を少なくするため、抽選結果発表日及び参加料の入金期日等を延期した。



<おかやまマラソン2019>

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、県民の安全確保を第一に、また、ランナーへの影響も考慮し、大会開催の可否を判断する。

#### <おかやまマラソン2020の概要（予定）>

開催日時 令和2年11月8日（日）8時45分スタート

種目 マラソン（42.195km）、ファンラン（5.6km）

定員 16,400人（マラソン／15,000人、ファンラン／1,400人）

制限時間 マラソン／6時間（41.6km地点）、ファンラン／1時間（5.0km地点）

参加資格

- ・マラソン／平成14年4月1日以前に生まれた者
- ・ファンラン／平成20年4月1日以前に生まれた者

募集枠、募集期間

- ・岡山市民県民優先枠 4月8日（水）～4月15日（水）（マラソン2,000人）
- ・一般枠 4月16日（木）～5月18日（月）（マラソン13,000人（うち250人を海外枠）、ファンラン1,400人（うち50人を海外枠））

コース

- ・マラソン・ファンラン／岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）前をスタートし、同陸上競技場（シティライトスタジアム）をフィニッシュとするコース（マラソンは日本陸上競技連盟公認）

大会スペシャルアンバサダー 有森裕子さん

大会アンバサダー 山口衛里さん

#### [参考]

おかやまマラソン2019の開催結果（令和元年11月10日開催）

##### （1）出走者数等

| 種目    | 定員      | 申込者数    | 出走者数    | 完走者数    | 完走率   |
|-------|---------|---------|---------|---------|-------|
| マラソン  | 15,000人 | 30,390人 | 15,016人 | 13,491人 | 89.8% |
| ファンラン | 1,400人  | 4,095人  | 1,304人  | —       | —     |
| 合計    | 16,400人 | 34,485人 | 16,320人 |         |       |

(2) 沿道応援者数・E X P O来場者数

| 項 目         | 11/9(土) | 11/10(日) | 合 計   |
|-------------|---------|----------|-------|
| 沿道応援者数      | —       | 162千人    | 162千人 |
| E X P O来場者数 | 59千人    | 86千人     | 145千人 |
| 合 計         | 59千人    | 248千人    | 307千人 |

(3) ボランティア参加者数

| 項 目       | 11/8(金) | 11/9(土) | 11/10(日) | 合 計    |
|-----------|---------|---------|----------|--------|
| 参加者数(延人数) | 163人    | 593人    | 4,831人   | 5,587人 |

※実人数 5,456人

(4) 経済波及効果額

17.1億円

(直接効果 11.2億円、1次波及効果 3.3億円、2次波及効果 2.6億円)

## 第5 当初予算額一覧表

(単位:千円)

| 区 分              | 令和元年度<br>当 初<br>予 算 額 | 財 源 内 訳   |           | 令和2年度<br>当 初<br>予 算 額 | 財 源 内 訳   |           | 備 考 |
|------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------------------|-----------|-----------|-----|
|                  |                       | 特 定       | 一 般       |                       | 特 定       | 一 般       |     |
| 義 務 的 経 費        | 1,541,714             | 70,612    | 1,471,102 | 1,555,512             | 65,072    | 1,490,440 |     |
| 内<br>人 件 費       | 1,541,214             | 70,612    | 1,470,602 | 1,555,012             | 65,072    | 1,489,940 |     |
| 訳<br>そ の 他       | 500                   | 0         | 500       | 500                   | 0         | 500       |     |
| 一 般 行 政 経 費      | 6,700,159             | 4,582,440 | 2,117,719 | 4,435,749             | 2,320,223 | 2,115,526 |     |
| 内<br>運 営 費       | 885,583               | 77,562    | 808,021   | 880,199               | 78,418    | 801,781   |     |
| 訳<br>事 業 費       | 5,814,576             | 4,504,878 | 1,309,698 | 3,555,550             | 2,241,805 | 1,313,745 |     |
| 投 資 的 経 費        | 38,542                | 19,552    | 18,990    | 37,542                | 18,552    | 18,990    |     |
| 内<br>公 共 事 業 等 費 | 38,542                | 19,552    | 18,990    | 37,542                | 18,552    | 18,990    |     |
| 一 般 会 計 の 計      | 8,280,415             | 4,672,604 | 3,607,811 | 6,028,803             | 2,403,847 | 3,624,956 |     |
| 特 別 会 計          | -                     | -         | -         | -                     | -         | -         |     |
| 合 計              | 8,280,415             | 4,672,604 | 3,607,811 | 6,028,803             | 2,403,847 | 3,624,956 |     |

